

## 日・チェコ社会保障協定の適用証明期間延長に関する説明会について

### 1 趣旨

すでに、10月25日チェコ日本商工会例会で説明しておりますところ、「社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定」（日・チェコ社会保障協定）が平成21年6月1日に発効してから、来年5月末で5年が経過します。本協定適用証明期間の延長につきまして、本協定発効5年を前にして、関係する日系企業の担当者の皆様に広く周知する目的で、説明会を開催いたします。

### 2. 説明者：在チェコ日本国大使館職員（説明は日本語のみ）

### 3. 対象者：日系企業の代表者及び人事又は総務担当者 等

### 4. 日時及び場所

- ① 平成25年12月4日（水）14:00～15:00
- ② 平成25年12月5日（木）9:00～10:00
- ③ 平成25年12月6日（金）16:00～17:00

上記①～③は同じ内容であり、いずれも、広報・文化センター（Hellichova 1, 118 01, Praha 1）で開催します。<http://www.cz.emb-japan.go.jp/info.html>  
質疑応答を含め1時間程度を予定しております。

### 5. 参加申込み及びご質問

参加希望の方は上記4. ①～③の希望日程、所属、氏名、メールアドレスを明記の上（様式自由）、12月2日（月）までに下記のアドレスに申込み願います。また、ご質問がもしございましたら同じメールアドレスに送信頂ければ幸いです。

[economic@ph.mofa.go.jp](mailto:economic@ph.mofa.go.jp)